

令和 5 年 5 月 23 日現在

機関番号：11601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13211

研究課題名（和文）近世ドイツにおける「宗教的寛容」概念に関する社会史、思想・法制史の横断的研究

研究課題名（英文）Interdisciplinary study of social and legal/ideal history about the Religious Tolerance-Idea in early modern Germany

研究代表者

鍵和田 賢 (Kagiwada, Satoshi)

福島大学・人間発達文化学類・准教授

研究者番号：70723716

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近年の欧米社会における排外主義の台頭に伴い表面化しつつある西欧近代的な「宗教的寛容」の危機を背景として、近世ヨーロッパにおける「宗教的寛容」概念成立期の社会の分析を通じて、歴史研究の立場から「宗教的寛容」の新たな歴史像を提示することを目指したものである。具体的には、ヴェストファーレン講和条約を取り上げ、同条約が担った「宗教的寛容」概念がどのように生れてきたのかを考察した。分析の結果、交渉過程では、「宗教的寛容」を指す複数の言語が並行して用いられており、それぞれが異なる意味を有していたこと、それらの中には近代的な「寛容」概念に近い意味のものも存在したことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、ともすれば単線的な発展過程もしくは単純な断絶という構図で理解されてきた、近世の「宗教的寛容」概念と近代のそれとの関係について、より複雑な実態を指摘した点に求められる。また、「寛容」概念形成を巡る複雑なプロセスが、近世社会の実態としての宗派集団内の多様な個人のあり方、宗派間関係の多様な形態と運動して形成されてきた可能性について指摘した点についても、一定の意義を持つものと考えられる。

社会的意義としては、近世における「寛容」や「信仰の自由」を巡る議論が、現代の宗教と社会を巡る諸問題とも相通じる側面を有していたことから、それらの諸問題を考える際の素材になり得ると考える。

研究成果の概要（英文）：In recent years, we are faced with a crisis of the modern Western Idea of Religious Tolerance emerging with a rising of antiforeignism in Western Countries. This Research, on the basis of this crisis, analyzed the rising of the Idea of Religious Tolerance in the early modern European society, through which trying to revise the modern historical view about that Idea. Particularly, this research focused on the Westphalian peace treaty and considered how the Tolerance Idea that the treaty included were generated through negotiations. As a result of this research, we became aware that in those negotiations some different words signifying the Religious Tolerance were simultaneously used, that each words had slightly different meanings depending on the context, and that amongst them were there the one had a remarkable connection with problems of modern Idea of Religious Tolerance.

研究分野：ヨーロッパ近世史

キーワード：「宗教的寛容」概念の形成 ヴェストファーレン講和条約における「宗教的寛容」 神聖ローマ帝国の宗派体制

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、近年の欧米社会における排外主義の台頭に伴い表面化しつつある、西欧近代的な「宗教的寛容」の危機を背景として、歴史研究の立場から「宗教的寛容」の新たな歴史像を提示することを目指したものである。

本研究の学術的な背景として存在するのは、(1)「宗教的寛容」概念の歴史の変遷を扱う思想史・法制史研究と、(2)近世社会における諸宗教・諸宗派間の共存の実態を扱う、「宗教的寛容」の社会史研究である。

### (1)「宗教的寛容」の思想史・法制史研究

「宗教的寛容」に関する思想史・法制史研究は、19世紀以来の自由主義的歴史観に基づいた研究の蓄積が存在し、これらの研究は、「宗教的寛容」を西欧的自由主義の主要な特徴と捉え、その発展を進歩的な思想家やその影響を受けた先進的為政者の政策に着目して分析してきた。

しかし、これらの研究の歴史像は、近年の欧米社会における宗教的な排外主義や特定宗教に対する憎悪の高まりなどを受けて、再検討が必要となっている。思想史研究においては、啓蒙期における「宗教的寛容」概念を近代的・世俗的文脈で理解することの問題性が指摘されており、同時代の思想的環境に位置づけなおす試みがなされている(Vollhardt 2015)。また、法制史研究においても、近世西欧における一連の「宗教平和」について、内容面での近代的「宗教的寛容」との乖離や、「寛容な」法制度の背後に存在する為政者の現実的利害に関する解明が進み、近世の「宗教平和」と近代的「宗教的寛容」を短絡的に結びつけることへの批判がなされている(Whaley 2000)。

ただし、これらの近年の研究については、考察の対象となるのが依然として一部の神学者・法学者のサークル内での議論であり、同時代の一般社会における宗派共存の実態との関連づけについては不十分な段階に留まっている。

### (2)「宗教的寛容」の社会史研究

「宗教的寛容」の社会史研究については、近世社会における宗派的世界観の定着度合いを論じる「宗派化」研究に起源を有するものの、近年は、複数宗派が混在する状況下で、ローカルなレベルで一般民衆によって実践された実態としての「寛容」を分析する研究が増えている。すなわち、異なる宗派の隣人たちとの日常生活を強いられた人々は、そのような状況下でトラブルを避けるために様々な工夫を凝らしており、そのようなローカル・レベルの行為・経験の蓄積が、近世西欧における「宗教的寛容」の実態であったとする(Kaplan 2007)。

しかし、これらの「宗教的寛容」の社会史研究に対しては、近世社会の実態を「宗教的寛容」という言葉で説明する際に、近世の同時代の「宗教的寛容」概念と近代的な「宗教的寛容」概念がしばしば明確に区別されずに用いられており、その結果同時代人の感覚からは乖離した理想化された歴史像を描く危険性が指摘されている(Walsham 2017)。また、実態としての「寛容」の行為主体となる個々の宗派集団についても、その内部の均質性が前提とされ、集団内部の多様性や軋轢が軽視される傾向が看取される(鍵和田 2022)。すなわち、「宗教的寛容」の社会史研究においては、近世の同時代の「宗教的寛容」概念との関連づけ、および宗派集団内部の多様性への配慮の点で、克服すべき点が存在する。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、近代西欧的な「宗教的寛容」の危機が指摘される現代の情勢を踏まえつつ、上記のような研究上の議論を踏まえた上で、近世社会の実態を踏まえた「宗教的寛容」の社会史研究のアプローチを、必要な修正を加えつつ摂取し、それと「寛容」概念そのものの変遷を扱う思想史のアプローチを架橋することを通じて、「宗教的寛容」の新たな歴史像を示すことである。

本研究において問われるべき問題は、実態としての「寛容」の行為主体となる宗派集団の内部にはいかなる問題が存在したのか、近世における「宗教的寛容」概念とはいかなる現実的要請の元で構築されたのか、それは近代西欧的な概念といかなる点で異なるのか、近世的な「宗教的寛容」概念と近代的なそれとの間の関係はどのようなものか、である。

## 3. 研究の方法

本研究において必要となる作業は、(1)宗派集団の内部における多様性の分析、(2)前記(1)の研究成果を踏まえた近世における実態としての「寛容」と、同時代の「宗教的寛容」概念の関係の分析、に分けられる。

### (1)宗派集団内部における多様性の分析

特定の宗派集団について、特定地域で活動するローカル・レベルの信徒共同体を取り上げて、内部における組織と個人の関係等について分析を加える。具体的には、筆者の主たる研究対象地域であり、ルター派および改革派プロテスタントとカトリックが領邦単位で混在していたドイツ

ツ(神聖ローマ帝国)のプロテスタント集団を取り上げる。分析対象時期については、(2)の作業においてヴェストファーレン講和条約(1648年)を取り上げることから、三十年戦争期(1618-48年)とした。

#### (2) 実態としての「寛容」と「宗教的寛容」概念の関係の分析

ここでは、近世神聖ローマ帝国(以下帝国)における「宗教的寛容」概念の分析として、ヴェストファーレン講和条約に関わる法理念を取り上げる。

17世紀前半に過酷な宗教戦争を経験した帝国は、17世紀半ばのヴェストファーレン講和条約により宗派紛争防止のための厳格な体制を整備した。その後同条約が帝国の解体に至るまで帝国内の宗派体制の基本的枠組みとして機能することとなる。そして、英仏のような主権的国家権力が不在であった帝国においては、同条約が各領邦の宗派政策・各地域の宗派紛争に対して極めて大きな規定性を持つこととなり、結果として近世帝国における「宗教的寛容」をめぐる議論は、神学・哲学的な性質以上に同条約の解釈を中心とする法学的な性質を帯びることとなった。本研究は以上の理由から、ヴェストファーレン講和条約に関わる法理念・法解釈を分析する。

### 4. 研究成果

#### (1) 宗派集団内部における多様性の分析

##### 研究の主な成果

宗派集団内部における多様性、組織と個人との関係を考察するに当たり、カトリック都市ケルンに存在した改革派プロテスタント共同体において1620年代に発生した事件について、同共同体の長老会議議事録を史料として分析した。

この事件は、ある信徒の自宅で挙行された集団典礼が都市参事会によって検挙され、当該信徒が投獄されたというものである。都市参事会は当該信徒に対して、無罪放免とする見返りに同共同体の情報を提供する、あるいは財産没収の上都市から追放される、という選択肢を提示したが、共同体は当該信徒に対し、補償金の支払を約束した上で都市からの追放を甘受するよう説得し、そのように行動させた。その後、補償金の金額をめぐる当該信徒と共同体との紛争、補償金の負担をめぐる共同体内部の紛争が相次いで生じた。

この事件の分析を通じて、以下の点が明らかとなった。第一に、宗派集団の内部において、同一宗派への帰属に基づくアイデンティティと地縁的な帰属意識に基づくアイデンティティが同時に存在しており、時として前者よりも後者が優先されることがあった。すなわち、元々他都市の信徒共同体に属しており、最近になってケルンの共同体に加入した当該信徒に対して、共同体は、彼が余所者であることを理由に露骨に不信感を示し、一方で当該信徒は、事件の数年後に、改革派信仰を棄ててまでケルンに帰還するという選択をしたのである。従って、同一宗派の共同体であっても、その内部には地縁的アイデンティティ等に基づく潜在的な溝が存在しており、決して一枚岩の組織ではなかった。第二に、補償金の負担をめぐる共同体内部の紛争からは、組織としての共同体が、構成員個人の行動や苦境にどこまで責任を負うべきかをめぐり、共同体内で様々な意見の相違が存在したことが明らかになった。特定地域における宗派紛争や宗派共存の行為主体となるのはしばしばこうした信徒共同体であったが、そのような宗派紛争や宗派共存の問題に、個人としてどのように関わっていくかということについては、組織内の個人によってかなりの温度差が存在していたようである。

本研究成果は、論文として刊行済みである(鍵和田 2022)。

##### 研究成果の国内外における位置づけとインパクト

これまでの「宗教的寛容」の社会史研究においては、「寛容」の実践主体たる宗派集団、とりわけローカル・レベルの信徒共同体については、相対的に均質で一枚岩の集団が想定されていた。本研究成果は、そのような歴史像を一定程度修正するものであり、当該分野の研究の進展に一定の貢献をなすことができたものと考えられる。

##### 今後の展望

本研究成果により、宗派集団内部の多様性が明らかになったことで、このような多様性の実態が、ヴェストファーレン講和条約における「宗教的寛容」の議論にいかなる影響を与えたのか、分析する展望が開けた。

また、これとは別個の展望として、同一宗派集団内の多様な個人のあり方、異宗派とのあるべき関係についての個人ごとの多様な意見の存在が、「宗教的寛容」の社会史研究の本来の関心である複数宗派の共存の実態に、何らかの作用を及ぼすことは無かったのか、分析する必要がある。

## (2) 実態としての「寛容」と「宗教的寛容」概念の關係の分析

### 研究の主な成果

ヴェストファーレン講和条約における「宗教的寛容」に関わる法理念・法解釈を分析するに当たり、条約締結に至るまでの条約当事者間の交渉過程を分析した。同条約には、一般に「宗教的寛容」について規定したとされる条文が存在するが、それがどのような交渉を経て成立したのか、具体的には、交渉の中でしばしば用いられた「寛容」(羅語: tolerans)という言葉の示す意味、および、個人の「信仰の自由」に含まれる具体的な内容、個人の「信仰の自由」と、宗教政策に関わる国家主権との關係について、交渉過程でどのようなやり取りが行なわれたのか、について明らかにすることを目指した。

現在までの分析の結果、以下の点が明らかとなった。第一に、交渉過程で頻繁に用いられていた「寛容」(羅語: tolerans, 独語: Duldung)、「寛容する」(tolero, dulden)等の言葉は、現代のような肯定的意味ではなく、否定的な意味合い、すなわちリスクがある状態を甘受せざるを得ないという意味で用いられていた。特に、「寛容」の言葉は、「強制する」(独語: verbinden)と合わせて使われる回数が多く、外部から強制される状態、本来保有しているはずの権利が損なわれている状態、の意味で使われていたことが明らかとなった。この点については、近世の「寛容」概念と近代のそれとの差異を指摘した Walsham を裏付ける形となった(Walsham 2017)。しかし同時に、「節度」(羅語: Temperamentum)という言葉も頻繁に用いられており、こちらは、宗教的少数派の権利を為政者が自発的に尊重する、の意で用いられ、現代の「寛容」に比較的近い意味であることが明らかとなった。従って、交渉過程においては「寛容」という言葉の意味については現代とは異なっていたものの、「自由意志に基づく積極的な美德」としての「寛容」概念が存在しなかった訳ではないことも明らかとなった。第二に、個人の「信仰の自由」に含まれる具体的な内容について、個々人が信仰を維持する上で必要となる行為が、宗派ごとの教義上の差異により、しばしば宗派間で異なっていたことから、共通の内容を設定することが困難を極めていた様子も明らかとなった。

### 研究成果の国内外における位置づけとインパクト

上述したように、先行研究においても、近世の「宗教的寛容」概念、および「寛容」という言葉の意味と、近代のそれとの間に差異が存在することは指摘されていたが、本研究成果は、その差異の中に存在する複雑な様相を指摘できたものと考えられる。

すなわち、「寛容」の文脈(他者の宗教行為をどこまで承認できるか)の中で用いられる言葉は複数存在し、それぞれが若干異なる意味合いを有していた。さらに分析を進めることで、「寛容」に関わる様々な言語の相互の關係性や、それらがやり取りされる中で意味内容の変化・深化が生じ、近代的な「寛容」概念へと発展していく過程を明らかにできる可能性もある。

### 今後の展望

(2)の作業については、未だ分析の途上であり、早期の公表を目指す。

特に、「寛容」概念と社会の実態との關係については、宗派ごとに異なる「信仰の自由」の内容が、交渉が重ねられる中で、「寛容」概念に与えた影響について分析する必要がある。「信仰の自由」の多様なあり方が、で述べた「寛容」に関わる多様な言語の存在と相互の關係性を規定していた可能性についても考慮する必要がある。

### 【引用文献】

- Kaplan, Benjamin J. *Divided by Faith : Religious Conflict and the Practice of Toleration in Early Modern Europe*, Cambridge(MA)/London 2007.
- Vollhardt, Friedrich, Bach, Oliver and Multhammer, Michael (eds.), *Toleranzdiskurse in der Frühen Neuzeit*, Berlin/Boston 2015.
- Walsham, A. "Toleration, Pluralism, and Coexistence: The Ambivalent Legacies of the Reformation." *Archiv für Reformationsgeschichte* 108, no. 1 (2017): 181-90.
- Whaley, Joachim. "A Tolerant Society? Religious Toleration in the Holy Roman Empire, 1648-1806." In *Toleration in Enlightenment Europe*, Ole Peter Grell and Roy Porter(eds.), 175-95. Cambridge 2000.
- 鍵和田 賢「「自らが担うべき十字架を他人へ押しつけてはならない」：近世ドイツ都市ケルンにおける非公認プロテスタント宗派の内部抗争」『福島大学人間発達文化学類論集』36(2022年): 47-60.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 鍵和田賢	4. 巻 36
2. 論文標題 「自らが担うべき十字架を他人へ押しつけてはならない」 近世ドイツ都市における非公認宗派集団の内部抗争	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人間発達文化学類論集	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------